

## 優良 PTA 文部科学大臣表彰推薦団体選考委員会等設置要綱

### (趣旨)

第 1 条 PTA の本来の目的・性格に照らし、地域で優良な活動を行っている PTA を、優良 PTA 文部科学大臣表彰（以下「大臣表彰」という。）に推薦し、地域の PTA 活動の健全な育成、発展に資することを目的とする。

### (推薦基準)

第 2 条 大臣表彰への推薦基準は以下の通りとする。

- (1) PTA 連合会に加入している団体（単位 PTA）であること。
- (2) 国が定めている優良 PTA 文部科学大臣表彰要項（以下「国要項」という。）の基準に適合した団体であること。
- (3) その他国要項の基準に適合し、教育委員会が適当と認めた団体。

### (推薦候補団体の決定)

第 3 条 推薦候補団体を決定するにあたっての流れは、以下の通りとする。

- (1) 教育委員会は、小学校 PTA 連合会（以下「小 P 連」という。）及び中学校 PTA 連合会（以下「中 P 連」という。）宛に推薦候補団体の選出を依頼する。
- (2) 小 P 連及び中 P 連は、前項の依頼に基づき、各 1 団体を限度として、教育委員会へ推薦することができる。
- (3) 教育委員会は、推薦のあった団体及び教育委員会が適当と認めた団体の中から、第 2 条における推薦基準との照合や活動実績の確認等を行い、推薦候補団体を決定する。
- (4) 教育委員会は、前項の決定にあたり必要と認める場合には、推薦候補団体や小 P 連・中 P 連等へ聞き取り等を行うことができる。
- (5) 上記以外の方法で推薦候補団体を決定する場合には、別に定める。

### (推薦候補団体の選考)

第 4 条 推薦候補団体を選考するにあたっての流れは、以下の通りとする。

- (1) 教育委員会は、優良 PTA 文部科学大臣表彰推薦団体選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設け、前条により決定した団体について選考をし、推薦団体を決定する。
- (2) 選考委員会の委員は、八王子市教育委員会表彰審査会の委員をもってこれに充てる。

(推薦決定の取り消し等)

第5条 教育委員会は、推薦候補団体や推薦団体から虚偽申請等があった場合には、選考対象及び推薦決定を取り消すことができる。

(事務局)

第6条

本要綱における事務局は、学校教育部地域教育推進課で行う。

(補足)

第7条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)9月10日から施行する。